

小丸川水系流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 「小丸川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、小丸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、宮崎河川国道事務所長を会長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会は規約の変更、その他重要な事項を決定する。
- 5 協議会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 事務局は、第 1 項による者のほか、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長をおき、宮崎河川国道事務所技術副所長を幹事長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第 2 項による者のほか、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （１）小丸川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会（以下「協議会等」という）の事務を処理するため、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県県土整備部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月28日から施行する。

本規約は、令和3年3月23日から施行する。

本規約は、令和4年3月23日から施行する。

本規約は、令和5年5月29日から施行する。

本規約は、令和6年5月27日から施行する。

別表－1

小丸川水系流域治水協議会 委員名簿

機 関 名			役 職 等
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	所長
気象庁		宮崎地方気象台	台長
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	所長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	所長
林野庁	九州森林管理局	西都児湯森林管理署	署長
宮崎県	総務部		危機管理局長 兼危機管理課長
	県土整備部		河川課長
			砂防課長
			都市計画課長
	高鍋土木事務所		所長
	児湯農林振興局		局長
高鍋町			町長
木城町			町長
川南町			町長
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所			所長
アドバイザー			宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局

宮崎河川国道事務所
宮崎県

流域治水課
県土整備部 河川課

小丸川水系流域治水協議会 幹事名簿

機 関 名			役 職
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	副所長
			工務第一課長
			河川管理課長
			流域治水課長
			海岸課長
			高鍋出張所長
気象庁		宮崎地方気象台	防災管理官
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	管財課長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	企画課長
林野庁	九州森林管理局	西都児湯森林管理署	総括治山技術官
宮崎県		総務部危機管理局	危機管理課長補佐
		県土整備部	河川課長補佐
			砂防課長補佐
			都市計画課長補佐
		高鍋土木事務所	総務課長
			工務課長
		児湯農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
			森林土木課長
高鍋町			危機管理課長
			建設管理課長
木城町			総務財政課長
			環境整備課長
川南町			総務課長
			建設課長
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所			係長

○オブザーバー

宮崎県	農村計画課	計画調整担当主幹
宮崎県	農村整備課	土地改良施設保全担当主幹
宮崎県	自然環境課	治山担当主幹
宮崎県	森林経営課	森林整備担当主幹

○事務局

宮崎河川国道事務所	流域治水課
宮崎県	県土整備部 河川課